

アルコール依存症に認められる併存精神障害の検討

○脇坂友也（作業療法士） 小寺勇人（作業療法士）

医療法人耕仁会 札幌太田病院 作業療法・音楽療法課

1. 背景

アルコール依存症の作業療法として、主に断酒生活の習慣化が行われる。そのためには、アルコール依存症だけでなく併存精神障害も考慮する必要があると思われる。そこで、本研究では当院におけるアルコール依存症の併存精神障害を明らかにすることを目的とする。

2. 方法

対象は、2019 年 10 月から 2020 年 7 月に札幌太田病院を退院した症例の中で ICD-10 の診断基準によりアルコール依存症と診断された症例 64 例とした。

後方視的に電子カルテの内容を調査し、対象者の性別、年齢、併存精神障害を抽出し、集計した。併存精神障害は、診断名から転帰が継続中の精神障害とした。

3. 結果

対象者の性別は男性が 53 例(82.8%)、女性が 11 例(17.2%)であり、年齢は 20 歳代が 1 例(1.5%)、30 歳代が 6 例(9.4%)、40 歳代が 11 例(17.2%)、50 歳代が 11 例(17.2%)、60 歳代が 13 例(20.3%)、70 歳代が 19 例(29.7%)、80 歳代が 3 例(4.7%)であった。

併存精神障害をもつ症例は、64 例中 56 例(87.5%)であった。この 56 例の中で、単一の併存精神障害をもつ症例は 15 例(26.8%)、複数の併存精神障害をもつ症例は 41 例(73.2%)であった。主な併存精神障害として、不眠症が 41 例(64.1%)、うつ病が 33 例(51.6%)、統合失調症が 25 例(39.1%)、認知症が 12 例(18.8%)、躁うつ病が 6 例(9.4%)、パーソナリティ障害が 4 例(6.3%)、摂食障害が 2 例(3.1%)に認められた。

4. 考察

本研究で明らかになったアルコール依存症の併存精神障害は、Grant らの報告⁽¹⁾と同じく多様であった。したがって、作業療法を行う際は様々な併存精神障害を考慮する必要がある。当院では、特に認知症の併存を考慮すべきだと思われる。認知症の場合、心理教育の効果は得られにくいため、断酒生活の習慣化が特に重要である。そのために、飲酒に代わる活動を始めて、それを継続する必要がある。したがって、本人の認知機能や興味に合わせた活動の選択と、安心できる環境作りが重要であると考えられる。

5. 結論

当院におけるアルコール依存症の併存精神障害は、多様であった。作業療法を行う際は、主に認知症の併存を考慮する必要がある。

6. 参考文献

- (1) Grant BF, Goldstein RB, Saha TD, et al. Epidemiology of DSM-5 alcohol use disorder : results from the National Epidemiologic Survey on Alcohol and Related ConditionsⅢ. JAMA Psychiatry 2015;72(8):757-66.